

「遊山慕仙詩碑」の川崎市重要郷土資料指定に係る諮問について（参考資料）

資料 1	「遊山慕仙詩碑」の概要	・・・	1
資料 2	指定申請書（写）	・・・	3
資料 3	遊山慕仙詩碑 指定調書	・・・	7
	別紙 1 遊山慕仙詩碑の写真	・・・	1 1
	別紙 2 遊山慕仙詩碑の碑文	・・・	1 2
	別紙 3 字体の比較	・・・	1 3
	参考資料 1 遊山慕仙詩碑に係る関係図	・・・	1 4
	参考資料 2 近世における川崎大師信仰		
	国立歴史民俗博物館 関沢まゆみ	・・・	1 5
資料 4	関係条例・規則	・・・	1 9
資料 5	川崎市内在指定文化財（有形民俗文化財・重要郷土資料）一覧表	・・・	2 1

資料 1

「遊山慕仙詩碑」の概要

1 遊山慕仙詩とは

- 弘法大師空海が作詩した漢詩で、『遍照發揮性靈集』巻1の冒頭に収められている。
- 中国の郭璞^{かくはく}などが作詩した『遊仙詩』^{ゆうせんし}に影響を受けて作詩された。
- 内容としては、中国の学者の神仙思想を批判・継承しながら、自然の働きを通して仏教の神髄を語り、人々を迷いから救い、悟りの世界へ導くことの悲願実現について述べられている。

2 遊山慕仙詩碑について

- 遊山慕仙詩が三筆の一人として称えられる空海の書法によって刻まれている石碑である。
- 江戸時代後期の書家である寺本海若^{てらもとかいじゃく}が揮毫し、字彫りの名工である窪世祥^{くぼせいしょう}が文字を彫刻した。
- 天保4（1833）年に川崎大師平間寺の境内に建てられ、天保5（1834）年の弘法大師一千年遠忌に際して寺本海若により奉納された。
同時期には、本堂の新築、本尊の開帳、江戸回向院での出開帳などが行われており、厄除け大師としての信仰の高まりがみられる。
- 本碑は、奉納品をまとめた『大師河原開帳諸々奉納并ニ銚物目録』^{だいし が わらかいちょうもろもろほうのうならびにかざりものもくろく}に絵が掲載されているほか、寺本海若が著した『雁可年日記』^{かりがねにっき}の中でも奉納したことについて言及されている。

3 評価

- 弘法大師一千年遠忌の奉納品において、数少ない現存例であるとともに文献でも確認することができる貴重な事例である。
- 大師信仰と近世書道史上の大師書法の記録を現在に伝えるものであり、多面的な価値を有する近世金石文資料として文化財的価値が高いものである。

指 定 申 請 書

平成31年4月4日

(宛先)川崎市教育委員会

申請人

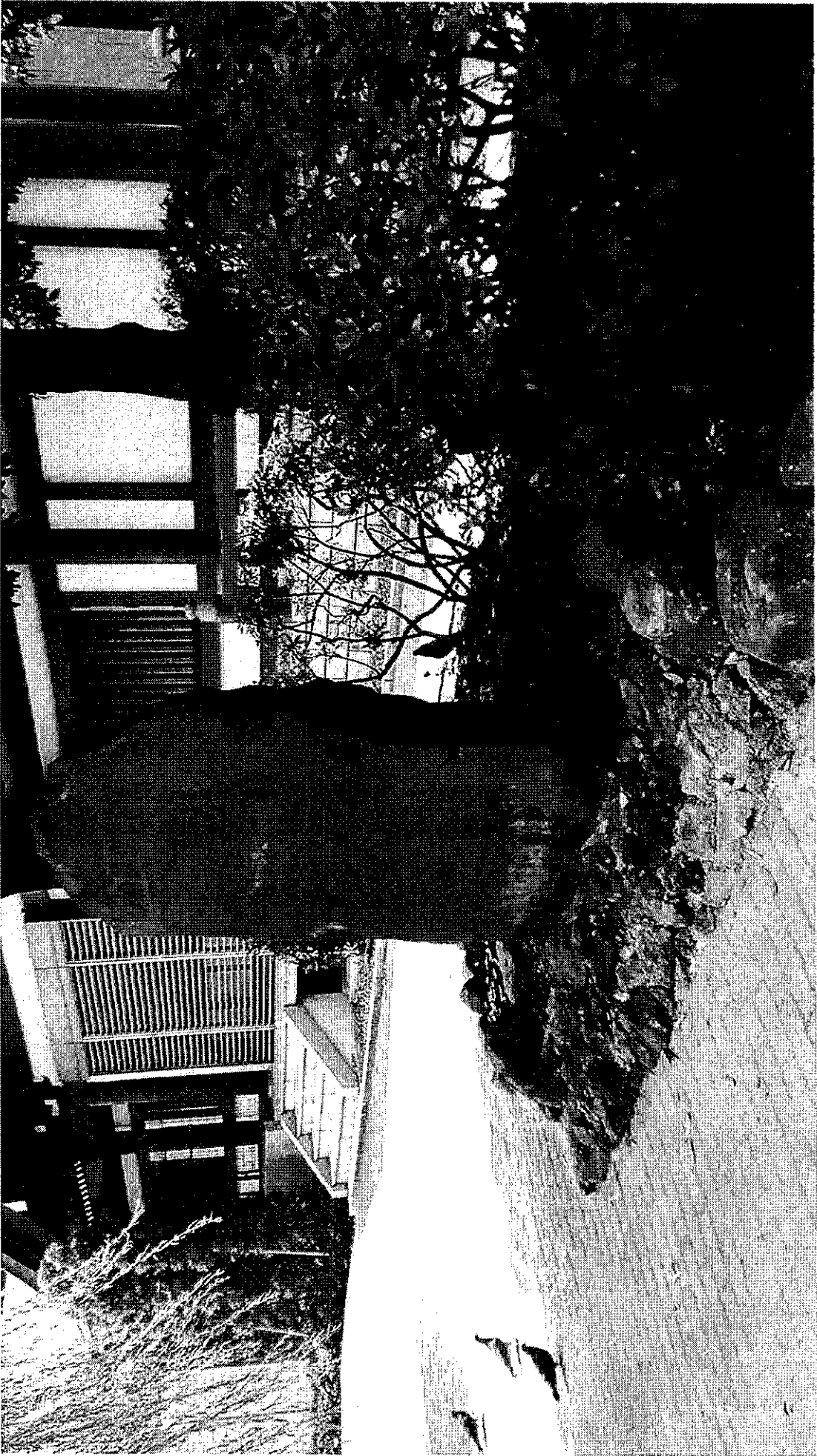
住 所 川崎市川崎区大師町4番48号

氏 名 宗教法人 平間寺
代表役員 藤田 隆乗

川崎市文化財保護条例第2条の規定により、川崎市重要郷土資料の指定について、次のとおり申請します。

名 称	遊山慕仙詩碑 1基
概 要	<p>川崎大師平間寺に建つ「遊山慕仙詩碑」は、碑文に拠れば天保4（1833）年7月に建てられたもので、翌年の弘法大師一千年御遠忌法要の時期に合わせ、江戸の新川に住まわれていた書家寺本海若によって奉納された石碑である。</p> <p>所在地：川崎市川崎区大師町4-48 所有者：宗教法人平間寺 代表役員 藤田隆乗 指定区分：川崎市重要郷土資料 年代：天保4（1833）年 法量：高さ199.1cm、最大幅117.2cm、最大厚35.0cm</p>
指定を申請する理由	<p>碑面には、弘法大師空海が作詞した『遊山慕仙詩』が大師書法によって刻まれている。天保5（1834）年の弘法大師一千年御遠忌では、平間寺の本堂が新築されたほか、本尊の御開帳、江戸回向院での出開帳などが行われ、厄除け祈願の寺として川崎大師の信仰が大いに盛り上がる。この時期に本碑は奉納され、一千年御遠忌の時に上梓された『大師河原開帳諸々奉納并ニ鋳物目録』にも掲載されており、奉納された品々の中で現在も目撃できる僅少な事例の1つである。</p> <p>また、当代一流の書家と称し得る寺本海若が揮毫し、石工の中でも字彫りの名工である窪世祥の手に拠ってなった近世の金石文資料でもある。</p> <p>以上のことから、本碑は、大師信仰と近世書道史上の大師書法の記録を現在に伝える史料として、川崎市重要郷土資料としてふさわしい歴史的、文化財的価値を有するものである。</p>
その他参考となる事項	
※記事	<p>教育委員会事務教育委員会受付 文化財課 月 日 収 31.4.5 受 第 13 号</p>

注 ※印欄は記入しないでください。





今の川崎区旭町から同大師駅前の若宮八幡宮のあたりに至るまでに、橋は九つ架けられていた。

「東海道川崎より大師の御堂に詣る道の行手に、他力の淨財を集め九の橋を営架し待りて、他力もて和多よる橋も九の品の名に安ふ法を尊し」(同碑銘文)

ここで九橋が九品にたとえられたことは、この用水の一つ一つの橋が、極楽浄土にあるという蓮のうてなの、いわゆる九品の蓮台にみたてられたものであった。

九、遊山慕仙詩碑

(天保四年 八一八三三▽ 秋建碑)

「山に遊んで仙を慕う詩」は、弘法大師が中国の何生と郭璞の「遊山詩」(文選第二十一)にちなんで作詩されたものといわれる。

「高山に風起り易く、深海に水量り難し、空際は人の察することなし、法身のみ独り能く詳らかにす(以下略)」

この詩は「性靈集」(詳しくは『遍照發揮性靈集』)の巻第



一の、それも冒頭にのせられている。

碑には天保四年秋七月、海若道人寺本永謹書とある。

十、松風亭の碑

(天保五年 八一八三四▽ 三月建碑)

天保五年に建立された旧本堂(昭和二十年の大空襲によって焼失)に格別の功あった人として有明重次郎氏、芦田与八



ゆうざんぼせんしひ
遊山慕仙詩碑 指定調書

名称及び数量	遊山慕仙詩碑 1基
所在地	川崎市川崎区大師町4番48号
所有者	宗教法人 平間寺 代表役員 藤田隆乗
指定区分	川崎市重要郷土資料
年代	天保4(1833)年
法量	高さ199.1cm、最大幅117.2cm、最大厚35.0cm

指定理由

1 遊山慕仙詩碑の概要

川崎大師平間寺に建つ「遊山慕仙詩碑」は、碑文に拠れば天保4(1833)年7月に建てられたもので、翌年の弘法大師一千年御遠忌法要の時期に合わせ、江戸の新川に住まいしていた⁽¹⁾書家寺本海若⁽²⁾によって奉納された石碑である。(別紙1参照)碑面には、弘法大師空海が作詩した『遊山慕仙詩』が刻まれている。遊山慕仙詩は『遍照發揮性靈集』に掲載されており、中国の郭璞などが作詩した『遊仙詩』に因んで作詩されたといわれる漢詩である。(別紙2参照)弘法大師一千年御遠忌の時に上梓された『大師河原開帳諸々奉納并二鈔物目録』にもこの碑の姿が掲載されており、上梓された目録の品々の中でも現在までも目撃できるという僅少な事例の1つでもある。この碑は、当時の大師信仰を背景に、当代一流の書家と称し得る寺本海若と石工の中でも字彫りの名工として名の伝えられる⁽³⁾窪世祥⁽³⁾の手に拠ってなった近世の金石文資料である。

2 揮毫者寺本海若の現存する書道史料としての価値

まず碑を見る場合、碑文第一の価値として碑面に刻まれた文字の書風が挙げられる。現代と異なり、近世の筆記は例外なく毛筆に由来していたことを考えれば、碑に直面した時に、そこに何が書いてあるかを読むのみならず、どのように碑面の「書」が書かれているか、その「書」は誰の手になるかといった、碑面に刻まれた字姿が碑の価値を考える上で、重要な要件となるものである。

そしてこの碑文は、空海を「我が師なり」⁽⁴⁾と言い、大師の筆法を自在に操る書家であり、後に⁽⁵⁾亀田鵬齋⁽⁵⁾に入門し鵬齋流の書き手ともなった寺本海若という書家の手によって揮毫されている。

る碑文なのである。

碑文を書いた寺本海若は、幼少より書法の研鑽を積み書家として立った人物であるが、初め大師書法を学び、後に亀田鵬齋に入門して鵬齋流の書法を授かった人物でもあった⁽⁶⁾。世に亀田鵬齋の書いた碑や碑文を紹介した研究⁽⁷⁾は多いが、亀田鵬齋独特の書風が誰に継承されたかの言及は少ない。亀田鵬齋の筆法は亀田鵬齋一代で終わった訳ではなく、子どもや門人達に継承されていたことが知られる。それを裏付ける史料としての「遊山慕仙詩碑」でもある。

亀田鵬齋の書流の継承を辿れば、亀田鵬齋から実子の亀田綾瀬^{かめだりょうらい}、その養子として家を継ぎ、書風を継承した亀田鶯谷^{かめだおうこく}という亀田の家がある。それとは別に、亀田鵬齋より直接書法を授かった門人が寺本海若と野呂陶齋^{のろとうさい}の2人であり⁽⁸⁾、その両者の書が「遊山慕仙詩碑」の碑面中に同時に見られるのも稀有なのである。野呂陶齋の書風はその子野呂道庵には継承されていないが、一方の寺本海若門人には鵬齋流の書風が継承されていくのである。

「遊山慕仙詩碑」の末尾の識語は亀田綾瀬が撰文し、それを野呂陶齋が鵬齋流の筆法で揮毫するという鵬齋流の書風を継承した3人がこの碑に関わっているところも碑の価値を高める部分として注目すべきである。

揮毫者として寺本海若が関わった碑は他に幾つか知られている。「空谷等周先生遺蹟之蔵」^{くうこくとうしゅうせんせいまいまくのぞう}⁽⁹⁾、「宜秋雲児自休居士墓」^{ぎしゅううんとじきゅうこじぼ}⁽¹⁰⁾、「稲垣成斎翁瘞齒之蔵」^{いながきせいさいおういしのぞう}⁽¹¹⁾、「思亭記碑」^{しでいまひ}⁽¹²⁾などある。碑文の書はいずれも鵬齋流の書風を見せるもので、これらの碑面に空海の書風を感じる事はできない。同じ寺本海若の手になる碑の中で、空海を思慕して始めに習った弘法大師の書風を碑面に刻んだのは、この「遊山慕仙詩碑」のみが知られるのである。

この碑についての記事として出版されたものに、寺本海若自身が天保9（1838）年に上梓した著書『雁可年日記』^{かりがね}がある。建碑の2年後、すなわち天保6（1835）年、伊豆への旅に出る前にこの碑を建てた平間寺に立ち寄ったことが書かれ、著書にはその碑文である「遊山慕仙詩」を引用し、合わせて自らの筆法についても言及しているなど、現存している碑と出版された著述について、それぞれ合わせて見、検証することもできる稀なる遺例でもある。

3 近世書道史上の大師書法に関する史料としての価値

「遊山慕仙詩碑」の大師書法を駆使した近世碑文の伝存遺例としては管見ながら他に類例碑を知らない。弘法大師空海の詩として、その著『遍照發揮性靈集』巻1の冒頭第1番目の詩がこの碑文

でもある「遊山慕仙詩」であり、これが寺本海若により大師書法によってその筆跡のままに刻まれている価値は高く評価できる。(別紙3参照)

また、「遊山慕仙詩碑」は、空海書として知られる大和州益田池碑銘⁽¹³⁾にみられる独特な字体を碑面に用いており、空海の特異な字姿を碑面に映し出すことによって、他に類例を見ないような碑文書風を実現しているところもこの碑文の見所である。

4 川崎大師における大師信仰の史料としての価値

この「遊山慕仙詩碑」の建碑行為が寺本海若の空海仰慕の事実とその書法実践を碑という姿をとって今日に伝え留めていること、また天保4年当時の大師書法の受容の一事例として、当時の弘法大師空海の書法理解レベルの例が寺本海若という書家を通して碑面に刻み残されている事実は、近世大師信仰及び近世書学上の重要遺構と呼べるものである。

以上、この碑が前述のように他に類例を見ない大師信仰と近世書道史上の大師書法の記録を現在に伝えるものであり、また鵬斎流書法の歴史資料として、さらに近世金石文資料としてこの碑面を作った窪世祥の刻碑として多面的価値を有することから、史料としての価値が大変高いものであり、川崎市重要郷土資料としてふさわしい歴史的、文化財的価値が認められるものである。

註

- (1) 『とう じげんざいこうえきしよ か じんめいろく当時現在広益諸家人名録』天保7(1836)年刊・30丁オに拠る。
- (2) 名は永^{ひさし}、字は不忘^{あざな}、海若は号、別号に醉墨老人^{すいぼくろうじん}、通称は久右衛門。
- (3) 窪世祥の石碑については、次の書に詳しく言及されている。嘉津山清著(1979.4)『江戸前の石工窪世祥』第一書房刊
- (4) 寺本海若著『はっとうけいび しみずらくざん撥鑑啓微』の清水楽山の跋文に拠る。
- (5) 宝暦2(1752)年2月15日～文政9(1826)年3月9日。江戸時代後期の儒学者。井上金峨^{いのうえきんが}に学び、山本北山^{やまもとほくざん}と親しく、江戸学界の五鬼の一人に数えられた。寛政異学の禁で弾圧を受け、晩年は酒にひたり、詩と書の特異な風格で評判となった。
- (6) 寺本海若著『撥鑑啓微』の清水楽山の跋文「…始めは空海の衣鉢を奉じ、後に鵬斎先生に従ってその真訣を受く…」に拠る。

- (7) 杉村英治著(1981. 6). 『亀田鵬斎』三樹書房刊、渥美国泰著(1995. 1). 『亀田鵬斎と江戸化政期の文人達』芸術新聞社刊、守屋正彦・村上吉廣編(2010. 3). 『亀田鵬斎碑文並びに序跋訳注集成』筑波大学日本美術史研究室刊など。
- (8) 野呂陶斎の子、野呂道庵^{のろどうあん}が『撥鐙啓微』に寄せた序文に拠る。
- (9) 墨田区の白鬚神社境内に現存している。
- (10) 越谷市瓦曾根^{かわらそね}照蓮院墓地に現存している。
- (11) 越谷市瓦曾根^{かわらそね}観音堂跡に現存している。
- (12) 木更津市^{せんちやくじ}選擇寺墓地に現存している。
- (13) 釈迦文院所蔵「大和州益田池碑銘並序(絹本)」が昭和24(1949)年5月30日に重要文化財に指定されている。



遊山慕仙詩碑の写真

遊山慕仙詩碑の碑文

高山風易起。深海水難量。空際無人察。法身獨能詳。鳧鶴誰非理。蝮龜詎叵障。葉公珍假借。秦鏡照真相。鴉目唯看腐。狗心耽穢香。人皆美蘇合。愛縛似蜣螂。仁恤麒麟異。迷方似犬羊。能言若鸚鵡。如說避賢良。豺狼逐麋鹿。狡子嚼麋麇。眊眊能寒暑。噓談受瘡瘡。營營染白黑。讚毀織災殃。肚裏蜂蠆滿。身上虎豹莊。能銷金與石。誰顧誠剛強。蒿蓬聚墟壟。蘭蕙鬱山陽。曦舒如矢運。四節令人僵。柳葉開春雨。菊花索秋霜。窮蟬鳴野外。蟋蟀帳中傷。松柏摧南嶺。北邙散白楊。一身獨生歿。電影是無常。鴻燕更來去。紅桃落昔芳。華容偷年賊。鶴髮不禎祥。古人今不見。今人那得長。避熱風巖上。逐涼瀑飛漿。狂歌薜蘿服。吟醉松石房。渴澆澗中水。飽喫煙霞糧。白朮調心胃。黃精填骨肪。錦霞爛山幄。雲幕滿天張。子晋凌漢舉。伯夷絕周梁。老聃守一氣。許脫貫三望。鸞鳳梧桐集。大鵬臥風床。崑嶽右方廡。蓬萊左邊廂。名賓害心矣。忽駕飛龍翔。飛龍何處遊。寥廓無塵方。無塵寶珠閣。堅固金剛墻。眷屬猶如雨。遮那坐中央。遮那阿誰号。本是我心王。三密遍刹土。虛空巖道場。山毫点溟墨。乾坤經籍箱。萬象含一点。六塵閱縑緗。行藏任鐘谷。吐納挫鋒鋌。三千隘行步。江海少一嘗。壽命無始終。降年豈限壇。光明滿法界。一字務津梁。景行猶仰止。思齊自束裝。飛雲幾生滅。藹藹空飛揚。纏愛知葛旋。萋萋山谷昌。誰如閑禪室。澹白亦懷佯。日月光空水。風塵無所妨。是非同說法。人我俱消亡。定慧澄心海。無緣每湯湯。老鷗同黑色。玉鼠号相防。人心非我心。何得見人腸。難角無天眼。抽示一文章。



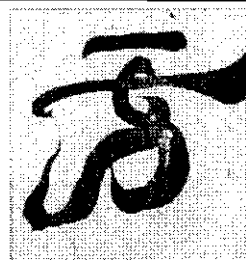

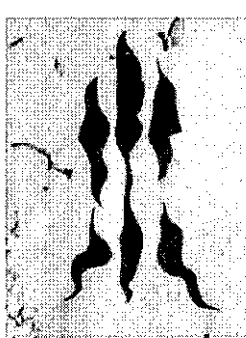

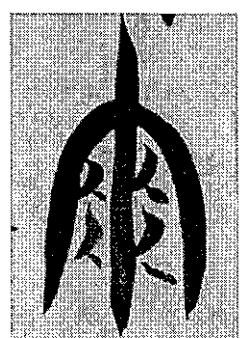
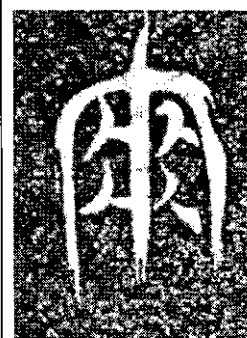
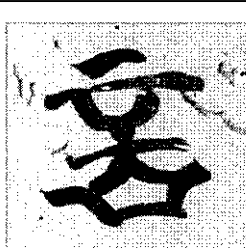

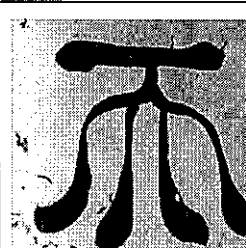
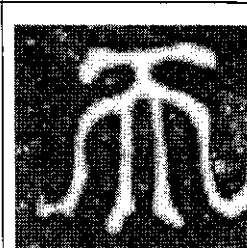

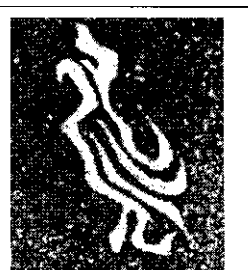
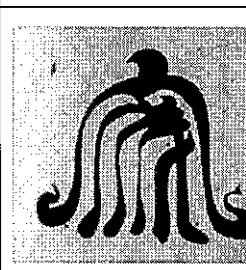
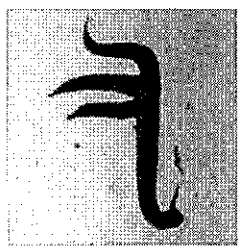
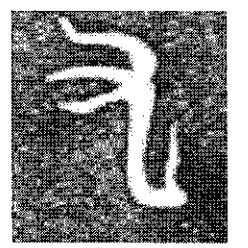
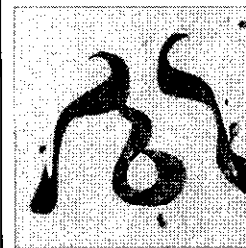
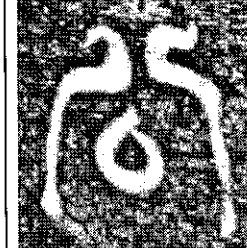
天保四年癸巳秋七月

海若道人寺本永謹書

大遍照金剛德業之廣大無辺非末学所敢議也其於書法亦臻玄達聖沛然於法之外矣西山真濟上人拳胡伯崇歌曰天假吾師多伎術就中草聖最狂逸不可得難再見洵知斯言之稱情矣友人海若自少耽思翰墨尤仰止大師之書嘗思殫慮數十年矣初參於智積院僧正亮海訪執使轉用之法再從先子会揮運之由退而駐想又數年一旦恍然心通腕暢奇姿煥發於是書大師遊山慕仙詩五百三十言勒之於真言道場觀者自知其擺落旧習而進乎技矣哉 綾瀬龜田長梓謹識 陶齋野呂省吾書 窪世祥識

※文中の「。」については、五言古詩であることを明示するために便宜上表記したものであり、実際の碑面には刻まれていない。

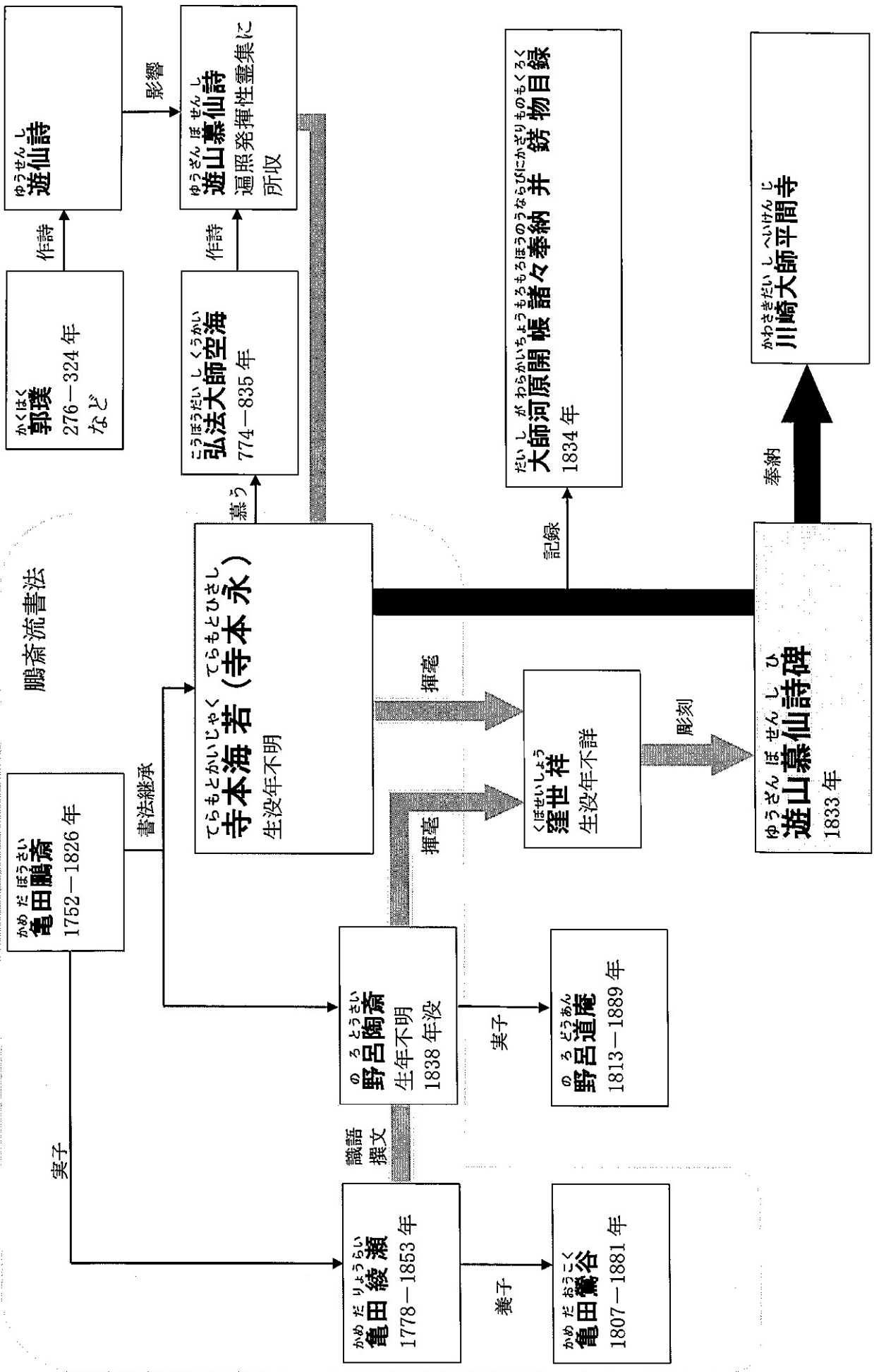
字体の比較

空海・益田池碑	寺本海若・遊山詩碑	空海・益田池碑	寺本海若・遊山詩碑
			
			
			
			
			

左は空海の益田池碑銘の和刻法帖の文字。右の白抜き文字は寺本海若の書いた「遊山慕仙詩碑」拓本の文字。いくつか類似の字体を抜き出して比較すれば、この碑を書いた寺本海若が、空海の書いた文字を引用するかのよう碑文を書いたことが知れる。寺本海若は空海の漢詩「遊山慕仙詩」を書くに当たって、空海自身の筆跡を強く意識して碑文を書いたことが知れるのである。それが碑として刻まれ、現代にまで伝存している訳であるから、碑の書の価値も大きいものと評価されよう。

遊山慕仙碑に係る関係図

参考資料 1



目次

- 1 天保5年(1834)の弘法大師一千年御遠忌法要と「遊山慕仙詩碑」の奉納
- 2 天保10年(1839)の江戸回向院での出開帳
- 3 近世の川崎平間寺の厄除け信仰の背景
 - 徳川家斉前厄の厄除け祈願
 - 江戸府内から5里半に位置する川崎大師

1 天保5年(1834)の弘法大師一千年御遠忌法要と「遊山慕仙詩碑」の奉納

天保5年(1834)は弘法大師一千年御遠忌の年であった。川崎大師では、4月21日を中心とした前後3日間、弘法大師一千年御遠忌法要が行なわれ、また、同年7月25日には新築された大師堂で御忌御恩の大法要が行なわれて本尊の御開帳がなされた。御開帳は予定より10日間日延べをして10月6日まで行なわれたことにより、大勢の参詣者が訪れていたことが推測される⁽¹⁾。

これについては『武江年表』にも、天保5年3月「弘法大師千年忌、真言宗寺院ところどころ供養の碑を立つる」とあり、また、「七月二十五日、川崎平間寺弘法大師、自坊にて開帳」と記されている。

『大師河原開帳 諸々奉納并ニ鏝物目録』(天保5年)のなかに、「高さ一丈余石碑、新川寺本氏」とあり、書家海若道人寺本永が「遊山慕仙詩」を自ら書して碑を刻ませ奉納していたことがわかる。なお、弘法大師一千年遠忌の奉納品については、目録のほか、現在確認できるものは遊山慕仙詩碑以外存在しないことが、元川崎大師平間寺寺宝什物管理委員会顧問の古江亮仁『江戸時代 川崎大師興隆史話』に記されている⁽²⁾。

寺本永『雁がね日記』(寺本海若(寛政8年・1796~天保13年・1842)が伊豆の風物を記した紀行文)からは、旅の初日である天保6年(1835)10月17日に、大師、平間寺に参詣していることがわかる。「御堂をくだりて、うしろのかたに、いしぶみあり。(略)こは大師の作らせ給ひける遊山慕仙の詩を、おのれから、もじのさま、おほよそ八躰にかきわかちて、をとゝしの秋のはじめ爰には奉れるなり」と記されており、寺本自身が天保4年(1833)の秋に奉納した遊山慕仙詩を見学に来たことが確認される。

2 天保10年(1839)の江戸回向院での出開帳

一千年遠忌の後、天保10年(1839)、「六月十七日より、回向院にて、川崎平間寺弘法大師開帳(東両国に籠細工十一間の寶船七福神の見世物出る)、『武江年表』とあり、また、この江戸回向院での御開帳に際して、歌川国貞(三代豊国)によって描かれた浮世絵「大師河原開帳之図」(川崎大師教学研究所所蔵)には数々の奉納品を記した張札や、市川八百蔵、市川九蔵、市村羽左衛門、市川団十郎、坂東玉三郎、市川団三郎、岩井紫吉、中村歌

右エ門、市川高麗蔵など当代人気の役者が描かれている⁽³⁾。歌川豊国は「当時の人気役者たちに人々が抱いていたイメージを描き出すために、美化という操作を忘れなかった」ため大変人気のある絵師であった。その人気役者を描いた絵によって江戸町人の参詣を促したものと推測される⁽⁴⁾。

3 近世の川崎平間寺の厄除け信仰の背景

徳川家斉前厄の厄除け祈願 寛政8年(1796)と文化10年(1813)の二度にわたり、将軍家斉が、この川崎平間寺に厄除け祈願に参詣している。そのうち、文化10年9月28日には家斉が大厄を前に、41歳の前厄の厄除け祈願に参詣したが、同じその日に平間寺山主の隆円が急逝していた。

釈敬順『十方庵遊歴雑記』によれば、「御成ありし砌、住持頓死しけり、是によつて御側衆言上すらく、當寺の本尊は火除大師なれば、御厄年にかはりて住持死したるなるべしと申奉りしかば、奇特におぼし召、五十石の寺領を賜ひ、俄に御朱印地となれり、しかしてより依頼平間寺中猶約(つつまや)かに修履行とゞき、別して尊像の評判いよゞ著明く、渴仰の諸人講をむすび、境内の外構の石垣より四方残らず、石の玉垣に出来すとなん、實も平間寺の繁盛むかしに百倍す⁽⁵⁾とあり、平間寺の大師の評判は家斉の厄除けのことがあつてのことだと考えられていたことがわかる⁽⁶⁾。

門前の店の数も、寛政9年(1797)には「五七軒の酒餅、そば様の食物をひさぐ売店」があるにすぎなかったが、文化12年(1815)には「門前折曲りて、両側必至(ひし)と食店酒樓をはじめ、万の商家軒をならべ、行くらしたるものには旅泊をもゆるすやらん」とあるように、18、9年の間に著しい発展をみせていた⁽⁷⁾。

本堂も宝暦4年(1754)に如實法印の時に造り替えられたものであったが、その後60年たった文政2年(1819)に35世隆盛法印が本堂再建を發願したものの、建設は一時中断していた。それが将軍家斉の厄除け効果によって、天保2年(1831)に再開され、天保5年(1834)3月20日には本尊を新殿に移すに至った。この造り替えにあたっては、江戸講中の有明重次郎、芦田興八が中心になって10万人の信者を集める「十万人講」を作り、「一人一日一文の日掛け貯金」による寄付がなされた。その十万人講の件からも、江戸の人びとの間に平間寺の厄除け大師の靈験が広く知られていたことがうかがえる。

江戸御府内から5里半に位置する川崎大師 大師河原平間寺は江戸より5里半のところに位置しており、参詣途中に高輪海上の見はらし、蒲田の梅林、川崎万年屋あるいは品川川崎屋での食事などの楽しみもあった⁽⁸⁾。

また、『江戸名所花暦』には、大師河原は「南に塩浜あり、北に巨川なかれ、願望すれば品川海辺の山々甚近く(略)又此辺桃樹多く」と、海浜の風景がひらけ⁽⁹⁾、また、『名所図会』にも、河崎渡口より大師河原までの間は「田園悉く桃樹」で桃の名所に数えられてい

る⁽¹⁰⁾など、江戸から少し離れて風景を楽しめる、そのような立地も参詣者の評判となっていたといえる。

江戸後期の『江戸名所図会』では、大師河原大師堂について、「正五九月の廿一日参詣多し。就中三月廿一日ハ御影供。詣人(けいしん) 稻麻(とうま)の如く、往還の賑ひ尤も夥し」とあり、大勢の参詣人があったことがわかる。また、太田南畝『調布日記』文化6年(1809)3月8日にも「大師河原平間寺にいたる、去年の師走十七日と廿六日にまうでしなり、四十二のとしの厄とやらんいふもの除かんとて、必人のまうで来る所なるを、去年六十にして初めてまうで、今日まで三たび来れるもおかし」⁽¹¹⁾とあり、文人の間にも川崎大師が厄除け祈願の寺として広く知られていたことがわかる。

注

1 古江亮仁『江戸時代 川崎大師興隆史話』1996年 p311～312

2 「このほか、各種の飾り物が陳列されたが、これ等は閉帳と同時に取りかたづけられてしまっ、今はこの目録以外実物の片鱗に接することができない。但し、例外が一つある。それは江戸の書家として、名高い海若道人寺本永が弘法大師の作詩になる遊山慕仙詩を自ら書して碑に刻ませ、この一千年遠忌の開帳に際して奉納したものが残っている。(略)これが今に残る一千年遠忌奉納品として唯一のもののようなものである」(古江亮仁『江戸時代 川崎大師興隆史話』1966年 p313～315)とある。ただし、境内に生えているソテツが『大師河原開帳 諸々奉納并ニ鎔物目録』に掲載されている奉納品である可能性があり、遊山慕仙詩碑が唯一現存する弘法大師一千年遠忌の奉納品であると現段階で断定することはできない。

3 森屋治兵衛『大師河原厄除弘法大師御開帳奉納物番付』中原図書館蔵

4 大久保純一『浮世絵』岩波新書 2008年 p55

5 「遊歴雑記」江戸叢書刊行会編『江戸叢書』第4巻 誠進社 1980年 p362

6 なお、家齊が厄除けを果たした後、文化11年(1814)には齊民(1841～1891)が誕生し津山藩主松齊孝の養子となっている。

7 前掲注5 p362～363

8 小野佐和子「江戸郊外の遊覧地」『造園雑誌』46-4 1983年 p235 - 250

9 「三漚一覽」『東京市史稿』遊園編第3 東京市役所 1929年 p194

10 『江戸名所図会』上巻 角川書店 1975年 p495

11 大田南畝「調布日記」『蜀山人全集』1 吉川弘文館 1965年 p349

関係条例・規則

川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）

第2条 川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国又は県が指定する文化財以外の文化財で特に保存及び活用の必要があると認めるものがあるときは、次に掲げるそれぞれの文化財として指定することができる。

(1)～(2) 略

(3)市重要郷土資料

衣食住、生業、民政、信仰、年中行事、娯楽、芸能等に関する物件で市民生活の推移を理解するための資料として価値の高いもの

(4)～(6) 略

第3条 教育委員会に川崎市文化財審議会（以下「審議会」という。）をおく。

2 審議会は、文化財の指定又はその保持者の認定並びに指定又は認定の解除、現状の変更その他必要と認められる事項に関して教育委員会の諮問に応ずる。

川崎市文化財保護条例施行規則（昭和34年川崎市教育委員会規則第2号）

第2条 条例第2条による指定を受けようとする者は、指定申請書に最近の写真その他必要な書類を添えて川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

資料 5

川崎市内所在指定文化財（有形民俗文化財・重要郷土資料）一覧表

（平成31年4月1日現在）

国指定文化財 16件（建造物7、絵画1、彫刻1、工芸2、古文書1、考古資料2、有形民俗文化財1、史跡1）

	種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	重要有形民俗文化財	旧船越の舞台	1棟	S51. 8. 23	多摩区枳形7-1-1 （日本民家園）	川崎市	有形民俗

市指定文化財114件（建造物19、絵画32、彫刻19、工芸1、書跡2、典籍1、古文書11、考古資料16、史跡1
無形民俗文化財3、有形民俗文化財8、天然記念物1）

	種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	重要郷土資料	獅子頭 附 仲立面 1面	3頭	S36. 9. 18	宮前区初山	初山獅子舞 保存会	有形民俗
2	重要郷土資料	獅子頭	3頭	S48. 3. 14	中原区等々力1-2 （市民ミュージアム）	川崎市	有形民俗
3	重要郷土資料	南河原雨乞獅子頭 附 附属用具一式	3頭	S58. 12. 21	幸区都町4-2	延命寺	有形民俗
4	重要郷土資料	庚申塔	1基	S63. 11. 29	多摩区長沢1-29-6	盛源寺	有形民俗
5	重要郷土資料	庚申塔 附 石造鉢形香炉 1基	1基	S63. 11. 29	川崎区堀之内11-7	真福寺	有形民俗
6	重要郷土資料	庚申塔（石燈籠）	1基	S63. 11. 29	幸区小倉2-7-1	無量院	有形民俗
7	重要郷土資料	六字名号塔	1基	S63. 11. 29	川崎区大師町4-48	平間寺	有形民俗
8	重要郷土資料	大師河原の漁撈具	一括	H11. 2. 23	中原区等々力1-2 （市民ミュージアム）	川崎市	有形民俗